

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載ガイドライン

1 趣旨

近年、案内サイン等の維持管理費用の一部に充当することを目的として、案内サイン等に民間広告を掲載する取り組みが進められている。

現在、民間広告の掲載を計画している溝口駅南口広場総合案内板については、屋外空間に設置するものであることから、都市景観と調和し、市民に親しまれる存在となるよう広告掲載のガイドラインを定める。

2 遵守すべき項目

(1) 景観への対応

ア 溝口駅周辺案内図等の公共案内を行う範囲に広告表示を行うことはできないものとする。

イ 溝口駅南口広場及びその周辺の景観と調和したデザインとすること。

ウ 溝口駅南口広場総合案内板の形状及び色彩と調和したデザインとすること。

エ 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとすること。また、繰り返し同じ内容を表示しないものとする。

オ 広告物は、別紙1に定めるとおり、縦の長さ0.3メートル、横の長さ0.3メートルを基本とすること。ただし、縦の長さ0.15メートル、横の長さ0.3メートル及び縦の長さ0.15メートル、横の長さ0.15メートルとすることもできるものとし、この場合の各案内板における広告物の配置は、別紙2に定めるものとする。

カ 広告物の表示内容は、別紙3に定めるレイアウトを基本とすること。ただし、別紙4に定めるレイアウトとすることもできるものとする。また、広告物は分割表示及び複数に渡る表示をしないものとする。

キ 別紙3に定めるレイアウトのデザイン並びに別紙4に定めるレイアウトのうち上段部分及び左側部分のデザインは、次によること。

(ア) 使用する色の数は、原則として3色（マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないこと。

(イ) 使用する色彩の中に、マンセル値で明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、使用する色の数を2色（マンセル値による色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とすること。

(ウ) (ア) 及び (イ) において、次のいずれかに該当する場合については、色の数に含めないものとする。

- a アクセントとして15パーセント以下で使用する場合
- b 自己の名称又は店名に係る商標に使用する場合
- c 写真その他これに類するものに使用する場合

- (エ) 地色に使用する色彩のマンセル値は、N9を基本とすること。ただし、明度4以下又は彩度4以下の色彩は使用できるものとする。
 - (オ) 使用する文字面積は、40パーセント以下とするとともに、文字面積の3分の2以上の部分を会社名等で構成すること。また、残りの文字面積の部分については、広告物が乱雑にならないよう、1フレーズとするよう努めること。
 - ク 別紙4に定めるレイアウトのうち下段部分及び右側部分のデザインは、次によること。
 - (ア) 地色に使用する色彩のマンセル値は、N9とすること。
 - (イ) 文字等に使用する色彩のマンセル値は、N1とすること。ただし、アクセントとして15パーセント以下で使用する場合はこの限りでない。
 - ケ 広告物は、照明を使用しないこと。
- (2) 交通安全の確保
- ア 通行者等に対し、危害をおよぼす恐れのあるものは使用しないこと。
 - (ア) 腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
 - (イ) 公序良俗を害するもの
 - イ 信号機又は道路標識等の効果を妨げるものは使用しないこと。
 - ウ 通行者等の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しないこと。
 - (ア) 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - (イ) 文字表記が多く、読ませるもの
 - (ウ) 絵柄や文字が過密しているもの
 - (エ) 同一規格内容を過剰に複数表示したもの
 - エ 通行者等を幻惑させる恐れのあるものは使用しないこと。
 - (ア) 映像装置等を使用するもの
 - (イ) 発光、蛍光、反射素材等を使用するもの
 - (ウ) トリック効果等を有するもの
- (3) 市民への対応
- ア 青少年の健全育成に反するものは表示しないこと。
 - (ア) 暴力、わいせつ性を連想、想起させるもの
 - (イ) ギャンブルを肯定等するもの
 - (ウ) 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
 - (エ) 性を意識させるようなもの
 - イ 基本的人権を損なわないこと。
 - (ア) 人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
 - ウ 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しないこと。
 - (ア) 虚偽の内容を表示するもの
 - (イ) 法令等で認められていない業種、商法、商品を表示するもの又は肯定するもの

- (ウ) 誇大、比較広告等手法上議論があるもの
- (エ) 責任の所在が明確でないもの
- エ 容易に市民の理解が得られないものは表示しないこと。
 - (ア) 卑猥な内容、デザインのもの
 - (イ) 性風俗特殊営業に関するもの
 - (ウ) 宗教及び宗教団体の広告並びに布教を目的とするもの
 - (エ) 政党及び政治団体の広告並びに政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
 - (オ) 世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
 - (カ) 社会風紀を乱す恐れのあるもの
 - (キ) 畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

(4) 自主審査の実施

- ア 総合案内板の管理者は、次により自主審査を行うこと。
 - (ア) 本ガイドラインに則した自主審査基準を設ける。
 - a 自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定める。
 - (イ) デザインの専門家が関与した自主審査会議を設置し、自主審査基準によりデザインの審査を行う。
 - a デザインの専門家とは、大学教授等学識経験者とする。
 - b 審査委員は、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等で広告の制作に関与していないこと。
 - (ウ) 自主審査会議は、「溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載自主審査報告書」（以下、「報告書」という。）を作成し、広告主及び広告代理店に通知する。
 - a 許可申請の際に、デザイン審査の経緯が明記された報告書を必ず提出すること。
- イ 総合案内板の管理者は、本ガイドラインを遵守し、広告代理店（広告制作会社）等と契約を締結すること。
- ウ 広告主及び広告代理店は、自主審査基準に従い、自主審査会議等の審査を受けること。

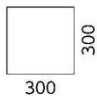
■ 広告物の設置位置



本体 D49-20D (選線)

溝の口駅南口広場総合案内サイン(参考モデル)

広告枠サイズ



※参考モデルは、整備指針に基づき、レイアウトや色彩等を示すもので、設置に際しては改めて掲載情報の精査を行うものである。

■各案内板における広告物の配置

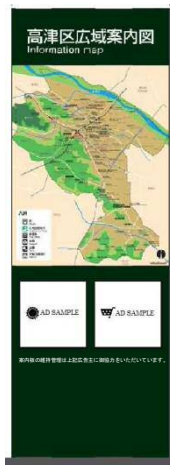
1 駅周辺案内サイン（3枚）

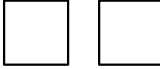


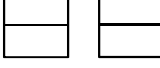
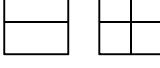
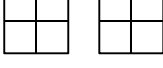


- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)

	H300 × W300mm × 1 枚
	H150 × W300mm × 2 枚
	H150 × W150mm × 4 枚



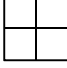
2 広域案内サイン、高津区魅力発信サイン（2枚）

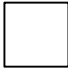

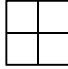


- (1) 
- (2) 
- (3) 
- (4) 
- (5) 
- (6) 

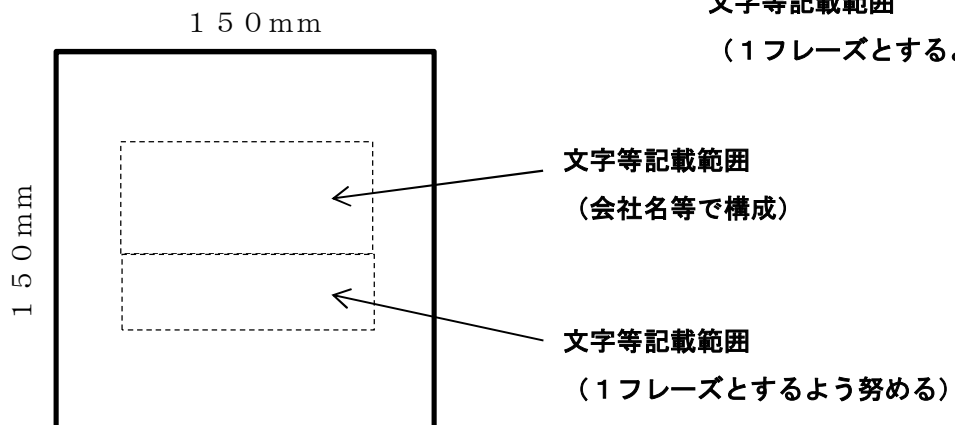
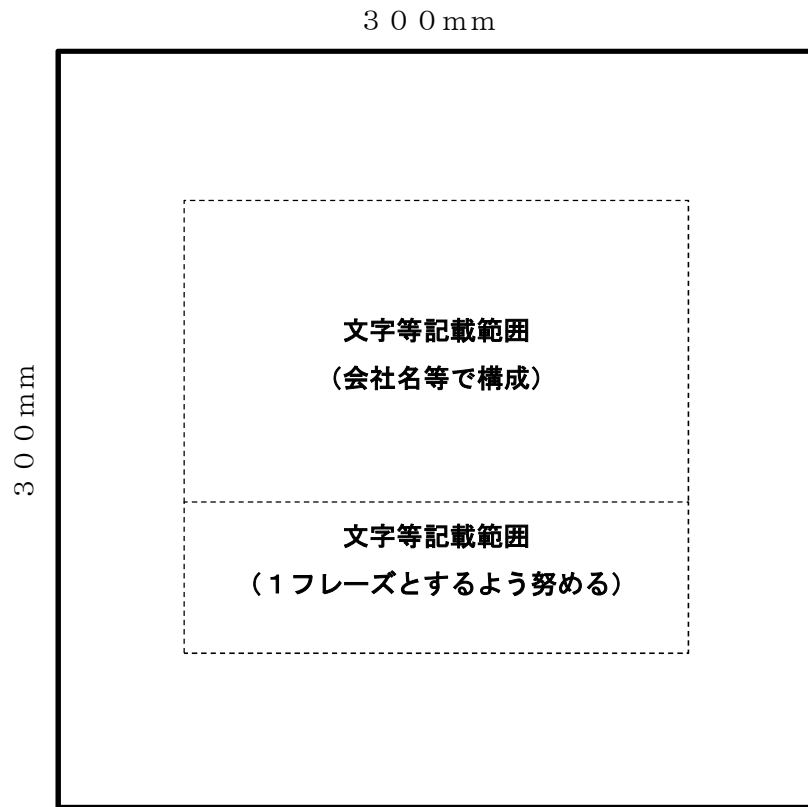
3 誘導サイン（1枚）



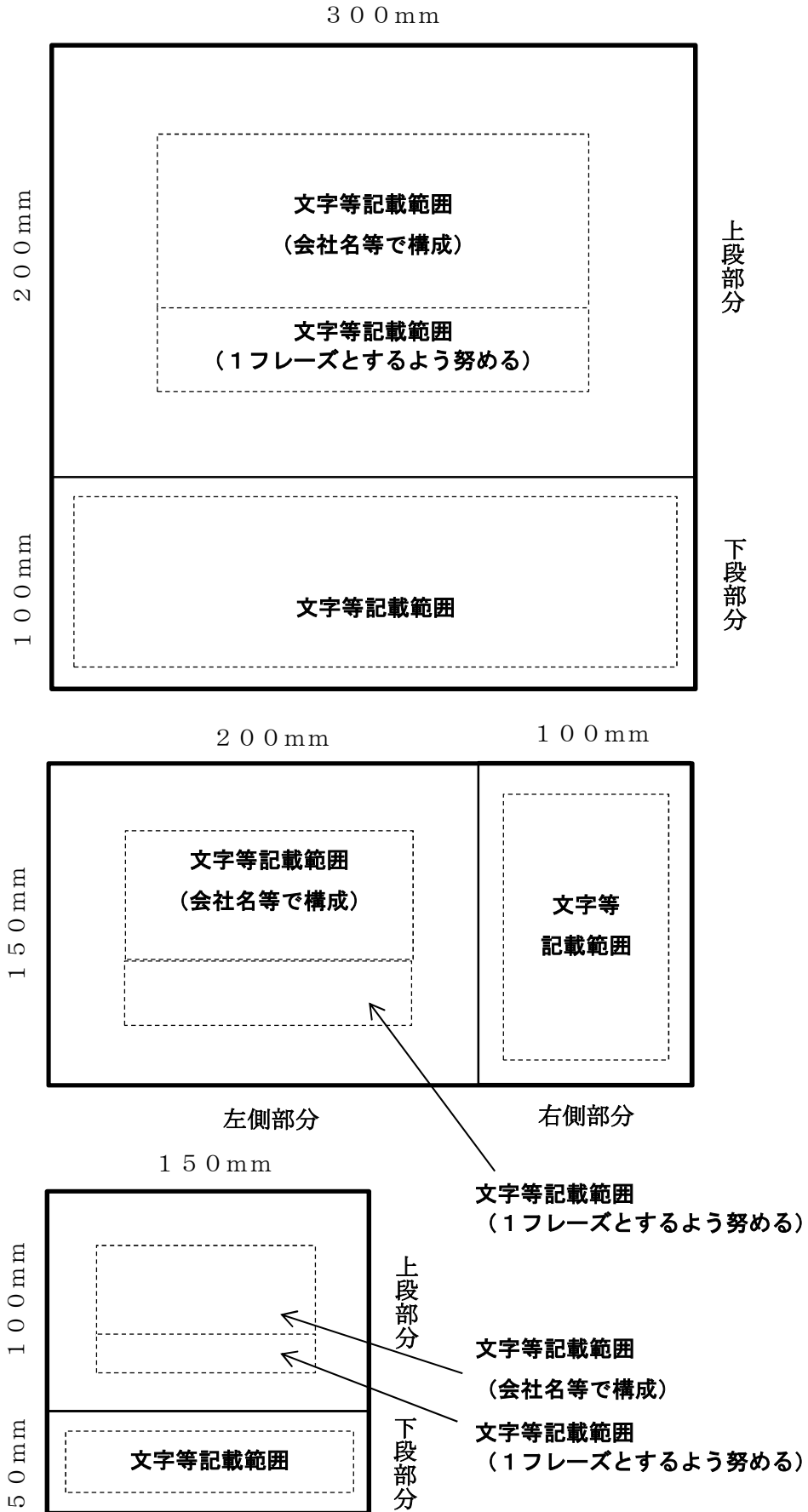
- (1) 
- (2) 
- (3) 

	H300 × W300mm × 1 枚
	H150 × W300mm × 2 枚
	H150 × W150mm × 4 枚

■ 広告物の表示内容例（基本）



■ 広告物の表示内容例



溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載自主審査報告書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

溝口駅南口広場総合案内板の管理者

住所.....

氏名..... 印

溝口駅南口広場総合案内板への広告掲載ガイドラインに基づき、平成 年 月 日に自主審査を実施しましたので、次のとおり報告します。

設置場所		
広告主	住所	〒 電話 ()
	氏名	
	業種	
広告内容		
図案説明	全体 (* デザインの概要等)	
 景観との調和	

図案説明	色彩（*使用されている色、色の相関関係等）
	広告面
	その他
審査日時	平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時
審査内容	景観への対応
	交通安全の確保
	市民への対応
	<p>【デザインの専門家の意見】</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日 氏名 _____</p>
審査基準	別紙のとおり
審査委員	別紙のとおり
備考	